

令和2年度教育・スポーツ・文化交流助成事業実施要項

(趣旨)

第1条 阿蘇くまもと空港国際線振興協議会会長（以下「会長」という。）は、本県と韓国、台湾、香港の団体との教育・スポーツ・文化交流を支援することにより、阿蘇くまもと空港発着の国際線定期便の利用促進を図るため、3年以上にわたり韓国、台湾、香港の団体と継続的な教育・スポーツ・文化交流活動（以下「交流事業」という。）を行う団体に対し、予算の範囲内において助成を行うものとし、その実施については、この要項に定めるところによる。

(助成の対象等)

第2条 助成の対象となる団体は、阿蘇くまもと空港発着の国際線定期便を往復利用する構成人数が10人以上の熊本県内の団体及び学校（構成人数の半数以上が熊本県内に居住すること。）で、3年以上にわたり韓国、台湾、香港の団体と継続的な交流事業を行う団体（以下「交流事業者」という。）として、会長が認めた団体とする。

- 2 助成の対象経費は、渡航先の団体等と行う交流会に係る会場借上費、通訳費、借上げ車の費用その他交流事業に要する経費で、会長が適当と認めたものとする。
- 3 助成金の額は、交流事業に要する経費とする。なお、一交流事業者につき10万円を限度とする。
- 4 阿蘇くまもと空港国際線振興協議会が実施する、他の助成事業（阿蘇くまもと空港団体利用促進事業を除く。）との重複適用はできないものとする。

(助成金の申請)

第3条 助成を申請する交流事業者は、交流事業実施日から数えて14日前までに、助成申請書（別記第1号様式）及び交流事業計画書（別記第2号様式）を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本要項の施行日から令和2年7月14日までに実施した助成事業者は、申請を行うことができる。

(助成の決定)

第4条 会長は、助成の申し込みがあったときは、その目的及び内容を調査の上、助成の対象として適当と認めたときは、速やかにその交付の決定をするものとする。

- 2 会長は、前項の場合において、適当な助成を行うため必要があるときは、申請に係る事項につき修正を加えて助成の決定を行うことができる。
- 3 会長は、助成の決定をする場合において、必要があると認めるときは条件を付すことができる。
- 4 会長は、第1項の決定をしたときは、速やかに助成決定通知書（別記第3号様式）により、交流事業者に通知するものとする。

(助成事業の変更等)

第5条 交流事業者は、助成事業の実施に当たって、事業内容の変更、中止、取下げ等の事由が生じたときは、助成金額が減額となる場合を除いて、遅滞なく会長に文書（別記第4号様式）で報告しなければならない。

- 2 会長は、前項の報告があった場合は、必要に応じて助成金額の変更、取消しの決定を

行うものとする。

3 会長は、第2項の決定をしたときは、速やかに助成変更決定通知書（別記第5号様式）を交流事業者に通知するものとする。

（事業遂行報告等）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、交流事業者に助成事業の遂行の状況について報告を求め、又は指示をすることができる。

2 会長は、助成金の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交流事業者に対し直接に調査、質問等を行うことができる。

（実績報告）

第7条 助成の決定を受けた交流事業者は、交流事業が終了したときは、終了した日から起算して30日以内に、実績報告書（別記第6号様式）に、交流事業に要する経費の支出に係る領収書等証拠書類の写し及び現地での交流の様子を撮影した写真を添えて会長に提出しなければならない。

（助成金の確定）

第8条 会長は、前条の実績報告を受けた場合において、その内容を審査の上、適正と認めるときは助成金の確定を行い、助成金確定通知書（別記第7号様式）により、交流事業者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第9条 交流事業者は、助成金の請求をしようとするときは、助成金請求書（別記第8号様式）を会長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第10条 会長は、助成金の交付を受けた交流事業者が次のいずれかに該当する場合には、助成の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。ただし、天災その他やむを得ない事情により事業の遂行ができなかったときは、その事情を考慮の上、助成金の返還を求めることができる。

- （1）偽りその他不正な手続きにより助成金の交付の決定を受けたことが判明したとき。
- （2）助成金を他の用途に転用し、又は交付の決定の内容及び条件、指示等に違反したとき。
- （3）交流事業を実施しなかったとき。

附 則

この要項は、令和2年7月1日から施行する。

別記第1号様式(第3条関係)

令和2年度教育・スポーツ・文化交流助成事業助成申請書

年 月 日

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島郁夫様

申請者	住所	〒 -
	団体名 代表者名	印
	電話番号	

令和2年度教育・スポーツ・文化交流助成事業として助成を受けたいので、同事業実施要項第3条の規定により、次のとおり申請します。

事業名		実施予定期間	
		訪問先	
申請者	団体名		
	所在地		
	代表者名		
	参加人数		
その他	利用予定航空便	年 月 日 阿蘇くまもと空港発	便
		年 月 日 阿蘇くまもと空港着	便
	添付資料	(1) 事業計画書 (別記第2号様式) (2) 参加者名簿 (住所、氏名、性別、年齢を記入。様式は自由。)	

申請団体 担当者名		連絡先 電話番号	
--------------	--	-------------	--

令和2年度教育・スポーツ・文化交流事業計画書

交流の内容				
交流計画	年度	年度	年度	年度
助成金	円	円	円	円
令和2年度の交流日程	年 月 日() ~ 年 月 日()			
交流の相手先	団体名			
	代表者名			
	所在地			
	連絡先電話番号			
支出予算				

- ※「支出予算」欄は、交流事業に要する支出計画に係るものとし、できるだけ具体的に記載すること。
- ※ 必要に応じ事業内容が分かる資料を添付すること。
- ※「交流計画」欄は、交流を始めた年度から記載すること。

令和2年度教育・スポーツ・文化交流助成事業助成決定通知書

阿くま空振第 号
年 月 日

(団体名)

(代表者名) 様

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島 郁夫

年 月 日付けで申請のあった令和2年度教育・スポーツ・文化交流助成事業の助成金については、次のとおり決定しましたので、同事業実施要項第4条の規定により通知します。

なお、助成金の申請、使用にあたっては、下記の遵守事項に十分留意ください。

助成決定額	金 円
事業名	
遵守事項	(1)助成金の交付決定を受けるに当たって、偽りその他不正な手続きを行わないこと。 (2)助成金を他の用途に転用し、又は助成決定の内容及び条件、指示等に違反しないこと。 (3)事業内容の変更、中止、取下げ等の理由が生じたときは、同事業実施要項第5条に従い、速やかに報告すること。 ※上記の事項に違反が認められた場合は、助成金の返還を求めるとなります。

別記第4号様式(第5条関係)

令和2年度教育・スポーツ・文化交流助成事業
変更・中止・取下げ 報告書

年 月 日

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島郁夫様

申 請 者	住 所	〒 -
	団 体 名 代表者名	印
	電話番号	

年 月 日付け阿くま空振第 号で助成決定通知のあった令和2年度教育・スポーツ・文化交流助成事業について、下記のとおり計画を変更・中止・取下げしたので、同事業実施要項第5条の規程により、関係書類を添えて報告します。

1 変更・中止・取下げの理由

--

2 変更内容

変更前	
変更後	

申請団体 担当者名		連絡先 電話番号	
--------------	--	-------------	--

※ 旅行行程表、利用者名簿を添付してください。

令和2年度教育・スポーツ・文化交流助成事業助成変更決定通知書

阿くま空振第 号
年 月 日

(団体名)

(代表者名) 様

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島郁夫

年 月 日付けで報告のあった令和2年度教育・スポーツ・文化交流助成事業の助成金については、次のとおり変更決定しましたので、同事業実施要項第5条の規定により通知します。

なお、助成金の申請、使用にあたっては、下記の遵守事項に十分留意ください。

助成決定額	変更前	金 円
	変更後	金 円
事業名		
遵守事項	(1)助成金の交付決定を受けるに当たって、偽りその他不正な手続きを行わないこと。 (2)助成金を他の用途に転用し、又は助成決定の内容及び条件、指示等に違反しないこと。 (3)事業内容の変更、中止、取下げ等の理由が生じたときは、同事業実施要項第5条に従い、速やかに報告すること。 ※上記の事項に違反が認められた場合は、助成金の返還を求めるとなります。	

令和2年度教育・スポーツ・文化交流助成事業実績報告書

年 月 日

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島郁夫様

団体名

代表者名

印

年 月 日付け阿くま空振第 号で助成決定通知のあった令和2年度教育・スポーツ・文化交流助成事業について実施しましたので、同事業実施要項第7条の規定により報告します。

事業名	
実施期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
交流実施日時	年 月 日 () 時 ~ 時
利用便	年 月 日 () 阿蘇くまもと空港発 便 年 月 日 () 阿蘇くまもと空港着 便
交流相手先	団体名 : 交流会参加代表者名 : 住所 : 連絡先電話番号 :
参加人員	(申請団体) 名 (交流相手先団体等) 名
事業内容 ※具体的に記入してください。	
支出実績	

※交流事業の支出に係る領収書（利用明細が明記されたもの）等証拠書類の写し及び現地での交流の様子を撮影した写真を添付してください。

別記第7号様式（第8条関係）

令和2年度教育・スポーツ・文化交流助成事業助成金確定通知書

阿くま空振第 号
年 月 日

(団体名)

(代表者名) 様

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島郁夫

年 月 日付けで実績報告のあった令和2年度教育・スポーツ・文化交流助成事業の助成金については、次のとおり確定しましたので、同事業実施要項第8条の規定により通知します。

助成確定額	金 円
事業名	
実施期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
交流実施日時	年 月 日 () 時 ~ 時
利用便	年 月 日 () 阿蘇くまもと空港発 便 年 月 日 () 阿蘇くまもと空港着 便
交流相手先	団体名 :
参加人員	(申請団体) 名 (交流相手先団体等) 名

別記第8号様式（第9条関係）

令和2年度教育・スポーツ・文化交流助成事業助成金請求書

年 月 日

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島郁夫様

申請者	住所	〒 -
	団体名 代表者名	印
	電話番号	

年 月 日付け阿くま空振第 号で確定通知があった令和2年度教育・スポーツ・文化交流助成事業助成金について、次のとおり交付されるよう同事業実施要項第9条の規定により請求します。

請求金額	金 額	円
助成確定額	金 額	円
振込口座	金融機関名	銀行 支店
	口座番号	(普通・当座)
	(フリガナ) 名 義	

※申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状を添付してください。